

# 富士見市公の施設の指定管理者随意指定取扱基準

## 第1 趣旨

この基準は、市及び教育委員会が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者を随意指定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 随意指定の定義

この基準において「随意指定」とは、公募によらずに指定管理者の候補者を選定することをいう。

## 第3 随意指定の判断基準

次に掲げるいずれかに該当する場合、随意指定により指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 対象となる公の施設（以下「施設」という。）の管理上、緊急に指定管理者の候補者を選定しなければならない場合
- (2) 指定管理者の募集に対し、申請がない場合や申請のあった団体に候補者として選定ができるものがない場合
- (3) 施設が地域に密着した施設で、その管理を地域の団体に特定する合理的な理由がある場合
- (4) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条の規定に基づき指定されたシルバー人材センターが現に行っている（又は行うことが容易な）施設の管理であって、高年齢者の福祉の増進に極めて事業効果の高いものである場合
- (5) 児童福祉施設等で、現受託団体の実績から当該団体を引き続き指定管理者として指定することの妥当性が相当程度認められる場合
- (6) 施設の業務の内容に特殊性がある場合

## 第4 随意指定の事務

随意指定を行う場合、指定管理者候補予定者に対し、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ明示し、富士見市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第18号）及び富士見市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成16年規則第27号）の定めるところにより必要な手續を行うものとする。

#### 第5 施行期日

平成19年8月1日

平成22年7月29日一部改正